

意匠権侵害差止等請求控訴事件判示事項

161

作成者 齋藤孝恵（弁理士）

事 件 番 号	令和7年（ネ）第800号（原審令和5年（ワ）第10125号）						言 渡 日	令和7年9月11日	
事 件 名	意匠権侵害差止等請求控訴事件								
裁 判 所	大阪高等裁判所第8民事部（原審 大阪地方裁判所第26民事部）								
控 訴 人 （一審原告）	山崎実業株式会社 代表者代表取締役			訴訟代理人弁護士		南石 知哉	外3名		
被 控 訴 人 （一審被告）	アスベル株式会社 代表者代表取締役			訴訟代理人弁護士		山上 和則	外1名		
意匠に係る物品	液体石鹸ディスペンサー用容器								
関 連 条 文	意匠法26条、37条1項及び2項、民法709条								
主 文	1 本件控訴を棄却する。 2 訴訟費用は控訴人の負担とする。								
判 決 要 旨	争点1 本件意匠と被告意匠が類似するか マグネットと防滑シートは、部材が違うけれども、いずれも黒っぽい色であって周囲が突出した枠で囲まれているため、需要者は通常上記両部材を一体のものとして観察するのが自然と解されるから、被告意匠の背面部における本件意匠の背面部（右側面図）において意匠登録を受けようとする部分に相当する部分は、縦長長方形のマグネットとその上端及び下端に設けられた横長棒状の防滑シートで画された部分とするのが相当である。 本件意匠と被告意匠を対比する際に防滑シートは本件意匠の権利範囲外に設けられたもので比較する必要がなく、類否判断に影響しないとする一審原告（控訴人）の主張は、本件意匠との対比に必要な被告意匠の構成の一部を恣意的に除外しようとするものであって採用できないというべきである。 争点2 被告意匠は本件意匠又はこれと類似する意匠を「利用する」（意匠法26条）ものであるか 一審原告主張に係る「イ号包含意匠」なるものは、本件意匠の要部である背面部と対比されるべき被告意匠の背面部の部分を、被告意匠の背面部の縦長長方形のマグネットとその上端及び下端に設けられた横長棒状の防滑シートで画された部分とせず、被告意匠の背面部の縦長長方形のマグネットの部分のみとした上で、本件意匠の利用関係をいうものであって、前提において失当である。そして、被告意匠における本件意匠の背面部において意匠登録を受けようとする部分に相当する部分が説示のとおりであることを前提とすると、被告意匠が本件意匠又はこれに類似する意匠の特徴をそのまま残して包含しているといえないことが明らかであるから、被告意匠と本件意匠との間に利用関係が成り立つ余地はない。								

事案の概要

本件は、一審原告（控訴人）が、一審被告（被控訴人）が製造販売する被告商品（ディスペンサーボトル）に係る意匠（被告意匠）は、本件意匠と同一若しくは類似又は本件意匠を利用している関係にあるから、被告商品の製造販売等は、一審原告の有する本件意匠権の侵害行為を構成すると主張して、一審被告に対し、①意匠法37条1項に基づき被告商品の製造販売等の差止めを求め、②同条2項に基づき被告商品の廃棄を求め、③民法709条に基づき損害賠償金2697万円及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審の大阪地裁は、被告意匠が、本件意匠と類似するとは認められず、本件意匠又はこれと類似する意匠を利用するものであるとも認められないとして、一審原告の請求をいずれも棄却した。

これに対して、一審原告が、控訴を提起した。大阪高裁は、一審原告の請求はいずれも理由がないから原判決は相当であって、本件控訴は理由がないとして棄却した。

1 前提事実（原判決「事実及び理由」第2の3に記載のとおり）

（1）当事者等

ア 原告は、アイロン台ヘラ台、インテリア小物等の製造販売等を目的とする株式会社である。

イ 被告は、合成樹脂の製品加工等を目的とする株式会社である。

ウ 原告の請求

被告意匠が本件意匠と同一又は類似である、又は、本件意匠と利用関係にあり、被告商品の製造販売等が本件意匠権の侵害行為であることを前提とする、①意匠法37条1項に基づく被告商品の製造販売等の差止請求、②同条2項に基づく被告商品の廃棄請求、③民法709条に基づく損害賠償金2697万円の支払請求。

（2）原告の意匠権

原告は、次の各意匠に係る意匠権を有している。

ア 乙3意匠（乙3）

（ア）意匠に係る物品：液体石鹼ディスペンサー用容器

（イ）登録番号：第1630787号

（ウ）出願日：平成30年8月30日

（エ）登録日：平成31年4月12日

（オ）意匠の図面：別紙「乙3意匠（図面）」のとおり

イ 本件意匠（甲3、4）

（ア）意匠に係る物品：液体石鹼ディスペンサー用容器

（イ）登録番号：第1707515号

（ウ）出願日：令和3年6月2日

（エ）登録日：令和4年2月4日

（オ）意匠の図面：別紙「本件意匠（図面）」のとおり

(3) 被告の意匠権 (乙4)

被告は、次の乙4意匠に係る意匠権を保有している。

意匠に係る物品：液体供給用容器 登録番号：第1725892号

出願日：令和4年4月27日 登録日：令和4年9月16日

意匠の図面：別紙「乙4意匠 (図面)」のとおり

(4) 被告商品の販売

被告は、遅くとも令和5年6月から、業として、ECサイトである楽天市場において被告商品の販売を開始し、その後、他の複数のECサイトで被告商品を販売した。被告商品の形状は、別紙「被告商品の形状」のとおりである。

(5) 原告の警告

ア 被告は、被告商品の販売前から被告先行商品を販売していた。

原告は、被告先行商品を販売していた株式会社ニトリに対し、当該販売が本件意匠権の侵害であるとして被告先行商品の販売の差止めを求め、ニトリとの間で、被告先行商品が本件意匠の権利範囲に属することを認めることを前提に、販売数を限定した被告先行商品の販売の許諾 (有償ライセンス) 等を内容とする合意をした。

イ その後、原告は、被告商品の販売を確認し、令和5年6月19日、被告に対し、被告商品の販売が本件意匠権を侵害する旨通知した。しかし、被告は、被告商品の販売を継続した。

2 争点 (原判決「事実及び理由」第2の4に記載のとおり)

(1) 本件意匠と被告意匠が類似するか (争点1・請求原因)

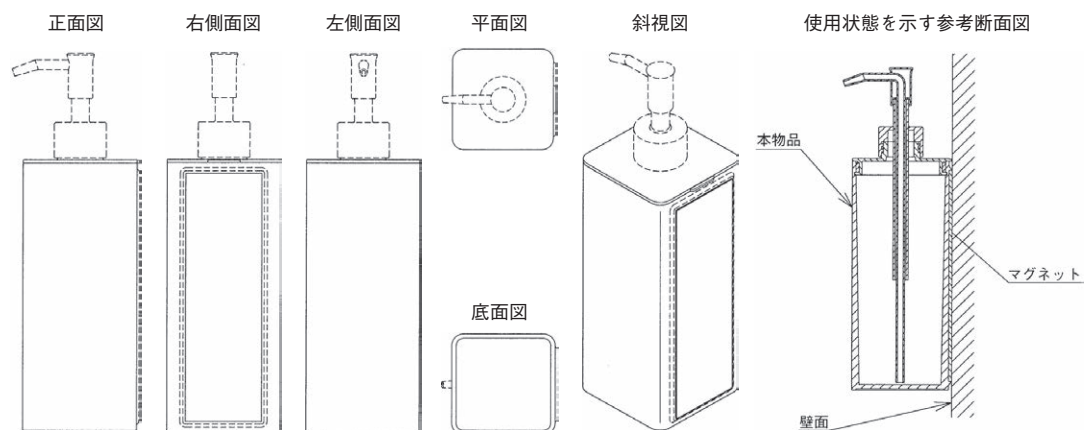
(2) 被告意匠は本件意匠又はこれと類似する意匠を「利用する」 (意匠法26条) ものであるか (争点2・請求原因)

(3) 原告の被った損害の額 (争点3・請求原因)

3 本件登録意匠 (意匠公報より抜粋) 意匠登録第1707515号 (甲3, 甲4)

意匠に係る物品：液体石鹸ディスペンサー用容器

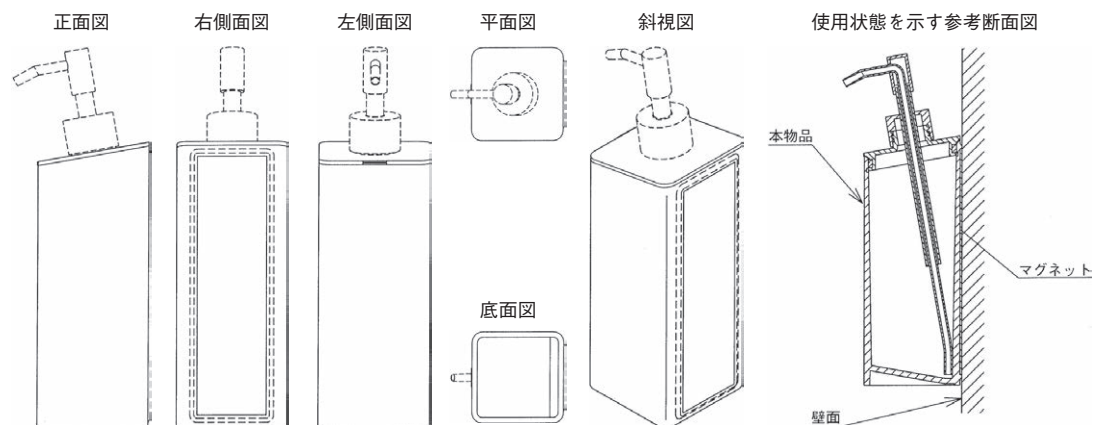
出願日：令和3年6月2日 登録日：令和4年2月4日



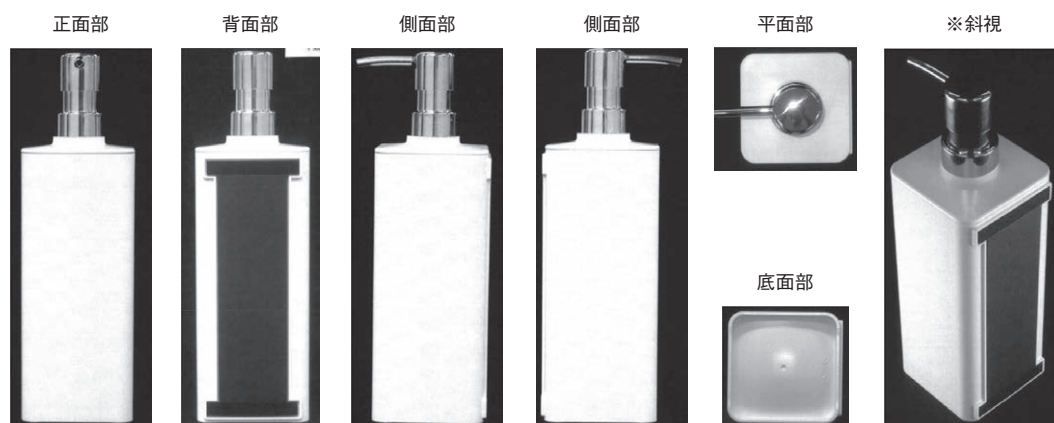
4 本件登録意匠の基礎意匠（意匠公報より抜粋）意匠登録第1630787号（乙3）

意匠に係る物品：液体石鹸ディスペンサー用容器

出願日：平成30年8月30日 登録日：平成31年4月12日



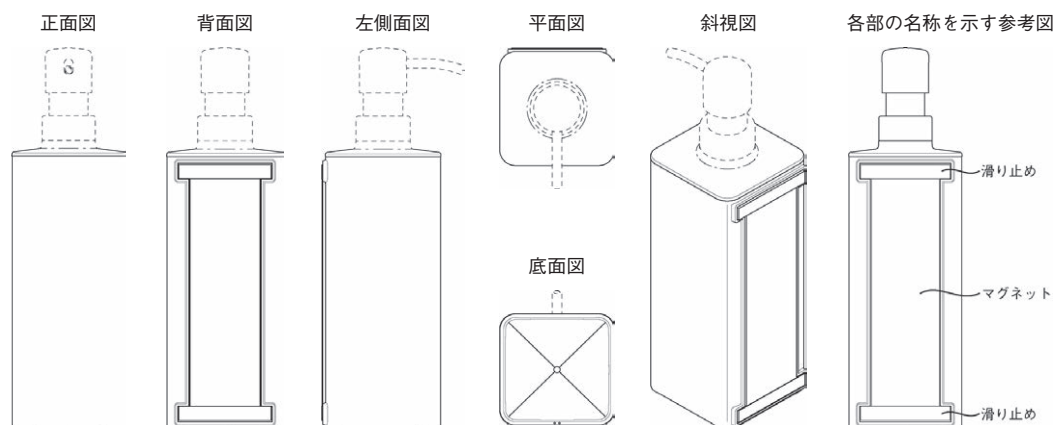
5 被告商品意匠：原審別紙「被告商品の形状」より抜粋



6 被告の登録意匠（意匠公報より抜粋）意匠登録第1725892号（乙4）

意匠に係る物品：液体供給用容器

出願日：令和4年4月27日 登録日：令和4年9月16日



当裁判所も、被告意匠は本件意匠に類似せず、また本件意匠を利用するものとも認められないから、一審原告の請求はいずれも理由がないものと判断する。

1 争点1（本件意匠と被告意匠が類似するか）について

争点1についての補充主張に対する判断

一審原告は、被告意匠の背面部においてマグネットの上端と下端に設けられた防滑シートは、本件意匠の権利範囲外に設けられたものであって本件意匠と対比する際に比較する必要がなく、類比判断に影響しないから、被告意匠は本件意匠に類似するとの判断がなされるべきであると主張する。

しかし、原判決の認定説示のとおり、本件意匠に係る商品の使用態様は壁面に取り付けた状態で使用することもできるというものであり、そのため本件意匠に係る商品の需要者は壁面取付け時に壁面取付けのために機能するマグネットを含めた容器の背面(壁取付面)の具体的な形状に最も注意を惹かれるものと認められることからすると、その使用態様が本件意匠に係る商品と同様である被告商品においても、需要者は、壁面取付け時に壁面取付けのために機能する部材であるところの背面部の縦長長方形のマグネットとその上端及び下端に設けられた横長棒状の防滑シートで画された部分に最も注意を惹かれるものと認められる。そして、マグネットと防滑シートは、部材が違っても、いずれも黒っぽい色であって周囲が突出した枠で囲まれているため、需要者は通常上記両部材を一体のものとして観察するのが自然と解されるから、被告意匠の背面部における本件意匠の背面部(右側面図)において意匠登録を受けようとする部分に相当する部分は、縦長長方形のマグネットとその上端及び下端に設けられた横長棒状の防滑シートで画された部分(原判決別紙乙4意匠(図面)の背面図において部分意匠として意匠登録を受けようとする部分参照)とするのが相当である。

そうすると、本件意匠と被告意匠を対比する際に防滑シートは本件意匠の権利範囲外に設けられたもので比較する必要がなく、類比判断に影響しないとする一審原告の上記主張は、本件意匠との対比に必要な被告意匠の構成の一部を恣意的に除外しようとするものであって採用できないというべきである。

そして、上記認定に係る対比すべき部分を前提とすると、被告意匠の背面部の形状は、全体として本件意匠の背面部(右側面図)と異なる印象を与え、非類似といわざるを得ないから、この点も踏まえて被告意匠と本件意匠を対比するとき、両意匠が非類似であるというべきことは、補正の上引用した原判決「事実及び理由」第4の1に判示したとおりである。

2 争点2（被告意匠は本件意匠又はこれと類似する意匠を「利用する」(意匠法26条)ものであるか)について

争点2についての補充主張に対する判断

一審原告は、被告意匠の一部の構成からなる「イ号包含意匠(大阪高裁別紙：本件部分と

イ号部分との対比)」は、本件意匠に類似し、かつ、別の形状である防滑シートと結合しつつ被告意匠に包含されているから、被告意匠は本件意匠を利用する関係にあると主張する。

しかしながら、一審原告主張に係る「イ号包含意匠」なるものは、本件意匠の要部である背面部と対比されるべき被告意匠の背面部の部分、上記1で説示した被告意匠の背面部の縦長長方形のマグネットとその上端及び下端に設けられた横長棒状の防滑シートで画された部分とせず、被告意匠の背面部の縦長長方形のマグネットの部分のみとした上で、本件意匠の利用関係をいうものであって、前提において失当である。そして、被告意匠における本件意匠の背面部において意匠登録を受けようとする部分に相当する部分が上記1説示のとおりであることを前提とすると、被告意匠が本件意匠又はこれに類似する意匠の特徴をそのまま残して包含しているといえないことが明らかであるから、被告意匠と本件意匠との間に利用関係が成り立つ余地はない。

被告意匠が本件意匠を利用している旨をいう一審原告の主張は採用できない。

3 結論

以上によれば、一審原告の請求はいずれも理由がないから棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから棄却することとする。

よって、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第8民事部 裁判長裁判官 森崎 英二
裁判官 久末 裕子
裁判官 井上 直樹

判決にまつわる検討

本件は、意匠登録第1707515号「液体石鹸ディスペンサー用容器」の意匠権（本件意匠権）を有する原告が、被告に対し、被告による別紙「被告商品の形状」記載の被告商品の販売等が本件意匠権を侵害するとして、意匠法37条1項に基づき被告製品の販売等の差止めを、同条2項に基づき製品の廃棄を、並びに民法709条に基づき損害賠償金2697万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めたものである。大阪地裁は、被告意匠は原告意匠に類似しないと判示し、一審原告の請求を棄却したものである。

これに対して、一審原告が、控訴を提起した。

大阪地裁は、本件意匠では、「縦長長方形シート状のマグネットが同面の略全体にわたって配置されており、需要者にシンプルですっきりとした印象を与えるものといえる」のに対し、被告意匠では、「縦長長方形シート状のマグネットだけでなく、その上下に横長長方形形状の防滑シートが各1枚接して配置され、マグネットと防滑シートを組み合わせた形状は縦長長方形形状ではなく『I字』状となっており、需要者には、これらが上記面から突出していることもあって、凸凹部のあるしっきりとした形状であるとの印象を与えるが、構成が複雑となっていることからすっきりとした印象は受けないといえる。」として、本件意匠と被告意匠は、「要部において顕著な相違があり」、「類似するとは認められない。」と判示した。

また、意匠法26条に該当するとの原告の主張について、「容器本体の壁取付面の形状において顕著な相違があるところ、この相違点は、需要者が最も注意を惹かれやすい部分（要部）、すなわち、各意匠の特徴部分に関する相違点である。このように、意匠の特徴部分において両意匠は相違していることからすれば、被告意匠が、本件意匠又はこれに類似する意匠の全部を『その特徴を破壊することなく、他の構成要素と区別し得る態様において包含』するとはいえない。」と判示し、一審原告の主張は理由がないと否定している。

被告意匠は、水平帯状の「防滑シート」があることによって「マグネットと防滑シートを組み合わせた形状は縦長長方形状ではなく『I字』状となっている」ことに特徴があるものといえ、要部において美感が異なるとの大阪地裁の判断は首肯できる。

大阪高裁において、一審原告は「被告意匠の背面部においてマグネットの上端と下端に設けられた防滑シートは、本件意匠の権利範囲外に設けられたものであって本件意匠と対比する際に比較する必要がなく、類比判断に影響しないから、被告意匠は本件意匠に類似するとの判断がなされるべきである」と主張したが、大阪高裁は、「被告意匠の背面部における本件意匠の背面部（右側面図）において意匠登録を受けようとする部分に相当する部分は、縦長長方形のマグネットとその上端及び下端に設けられた横長棒状の防滑シートで画された部分とするのが相当である。」として、「本件意匠と被告意匠を対比する際に防滑シートは本件意匠の権利範囲外に設けられたもので比較する必要がなく、類比判断に影響しないとする一審原告の上記主張は、本件意匠との対比に必要な被告意匠の構成の一部を恣意的に除外しようとするものであって採用できないというべきである。」とし、両意匠は「非類似といわざるを得ない」と判示した。

また、「一審原告は、被告意匠の一部の構成からなる『イ号包含意匠』は、本件意匠に類似し、かつ、別の形状である防滑シートと結合しつつ被告意匠に包含されているから、被告意匠は本件意匠を利用する関係にあると主張」したが、「一審原告主張に係る『イ号包含意匠』なるものは、本件意匠の要部である背面部と対比されるべき被告意匠の背面部の部分を」、「被告意匠の背面部の縦長長方形のマグネットとその上端及び下端に設けられた横長棒状の防滑シートで画された部分とせず、被告意匠の背面部の縦長長方形のマグネットの部分のみとした上で、本件意匠の利用関係をいうものであって、前提において失当である。」「被告意匠が本件意匠又はこれに類似する意匠の特徴をそのまま残して包含しているといえないことが明らかであるから、被告意匠と本件意匠との間に利用関係が成り立つ余地はない。」と判示している。

本件登録意匠は液体石鹸ディスペンサー用容器の本体部分を実線部分とする登録意匠であり、縦長長方形状マグネットの周囲に縁状に破線部分を設けているが、だからといって被告意匠の縦長長方形状マグネットの上下の防滑シートについて、勝手にその部分を外して類否判断をしても良いことにはならない。

利用関係を主張する場合にも、「被告意匠が本件意匠又はこれに類似する意匠の特徴をそのまま残して包含しているといえ」なければならず、勝手に「被告意匠の背面部の縦長長方形のマグネットの部分のみ」を取り出して、当該部分のみを「意匠の特徴」とすることは許されず、客観的に観て両意匠の特徴であるか否かが問われるものと思料する。